（合併後の過疎地域の市町村及び当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村に係る特例）

第四条　第二条第一項の規定により額を算定する場合において、当該市町村がその区域に合併前過疎市町村の全部又は一部を含むものについて、当該区域のうち一の合併前過疎市町村に属する区域のそれぞれについて前条第一項各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合計した額が第二条第一項の規定により算定した額を超えるときは、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第二条第一項の規定にかかわらず、当該合計した額とする。

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した［　］で注記した項番号を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

（合併後の過疎地域の市町村及び当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村に係る特例）

第四条　第二条第一項の規定により額を算定する場合において、当該市町村が普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村で、その区域に合併前過疎市町村の区域の全部又は一部を含むものについて、当該区域のうち一の合併前過疎市町村に属する区域のそれぞれについて前条第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合計した額が第二条第一項の規定により算定した額を超えるときは、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第二条第一項の規定にかかわらず、当該合計した額とする。

［2　同上］

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○総務省令第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号及び第二十九条の四第一項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等） **第十三条**　令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。 一　令別表第一㈣項イに掲げる防火対象物のうち、同表㈤項ロ並びに㈥項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表㈥項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、同表㈥項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階 ［イ～ホ　略］ ［二　略］ ［2・3　略］	（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等） **第十三条**　［同上］ 一　令別表第一㈣項イに掲げる防火対象物のうち、同表㈤項ロ並びに㈥項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表㈥項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、同表㈥項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階 ［イ～ホ　同上］ ［二　同上］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。